- ① 注文住宅(個人が新築した住宅)
 - ●登記を確認する書類

【登記事項証明書(全部事項証明書)】又は【登記完了証(電子申請・書面申請いずれも可)】

●建物及び現取得者を確認する書類

【建築確認済証】か【検査済証】

●居住を確認する書類

【住民票の写し】

⇒未入居の場合【申立書】と【現住家屋処分関係書類】

- ② 建売住宅(建築後未使用で個人が取得した住宅)
 - ●1の必要書類

+

●建築後末使用を確認する書類

【家屋未使用証明書】《原本》(譲渡証明書と兼ねる場合は写し可)と【譲渡証明書】

※特定認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合は【認定通知書の写し】を追加

③ 中古住宅

●①**の必要書類**(●建物及び現取得者を確認する書類を除く)

+

●所得した事由を確認する書類

売買:【売買契約書】、【売渡証書】、又は【登記原因証明情報】

競売:【裁判所の代金納付期限通知書】

●登記事項証明書の建築年月日が昭和56年12月31日以前の家屋

【耐震基準適合証明書】、【住宅性能評価書】、又は【保険付保証書(既存住宅売買瑕疵担保責任保険】